

昭和二十四年十二月二十日提出
質 問 第 九 号

人事院規則の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十二月二十日

提出者 河 田 賢 治

衆議院議長 幣 原 喜 重 郎 殿

人事院規則の解釈に関する質問主意書

京都府国立京都療養所において加療中の患者達の間で発行している共産党の細胞新聞が、人事院規則第十四條により、発行を病院当局より禁止されたが、人事院規則はあくまで公務員に関するもので、患者までそれにより束縛するのは、おかしいと思うが、政府の見解並びに根拠如何。

右質問する。